

障害福祉サービス事業所の 指定及び指導の状況

監査指導対象施設数

令和5年度末の障害福祉サービス事業所数は5200施設
程度あり、令和4年度末から8%増加しています。

※R4末⇒R5末

種別	対象施設数	
訪問系サービス	1,531施設	(前年度比+42)
日中活動・就労系サービス	1,369施設	(前年度比+103)
居住系サービス	634施設	(前年度比+43)
相談支援	154施設	(前年度比-1)
児童通所支援	1,510施設	(前年度比+224)
児童入所支援	15施設	(前年度比0)
合計	5,213施設	(前年度比+411) 7.8%

実施施設数及び指摘事項件数

令和6年度に改善報告を求めた文書指摘割合は30%
となっており、監査指導を行った事業所数に対して3
割を占めています。

R7.1.31現在

種別	実施施設数	文書指摘施設数	文書指摘割合
訪問系サービス	160施設	42施設	
日中活動系・ 就労系サービス	148施設	48施設	
居住系サービス	101施設	40施設	
相談支援	14施設	4施設	
児童通所支援	133施設	44施設	
児童入所支援	4施設	2施設	
合計	556施設	180施設	32%

○文書指摘事項の主な内容

文書指摘事項	件数	主な内容
給付費の算定	1 0 1 件	・ 各種加算（職員配置、日中支援、施設外就労、欠席対応）の要件を満たさない。 ・ サービス管理責任者欠如減算、個別支援計画未作成減算、身体拘束廃止未実施減算
身体拘束適正化 /虐待防止	7 4 件	・ 身体拘束適正化/虐待防止のための研修・委員会設置・指針整備を行っていない。
人員基準	1 2 件	・ 基準上必要な従業員（看護職員、児童指導員等）が配置されていない。 ・ 常勤が必要な人員（世話人、生活支援員等）につき常勤の勤務時間に達していない。

○文書指摘事項の主な内容

文書指摘事項	件数	主な内容
計画の作成・ 交付	2 3 件	・個別支援計画を作成していない、記載内容が不十分。 ・利用者へ説明した記録がない。 ・個別支援計画作成の後、モニタリングの実施、6か月ごとの見直し等を行っていない。
給付費等の額 に係る通知等	1 7 件	・法定代理受領を行った場合、利用者に対して給付費の額が通知されていない。
業務継続計画 の作成・衛生 管理等	1 0 0 件	・業務継続計画が策定されていない。 ・感染症及びまん延防止のための措置が講じられていない。（委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等）

ご清聴、ありがとうございました